

保育士を目指す学生さんを  
応援します!

# 保育士修学資金 貸付事業のお知らせ



〈対象者〉

佐賀県内の保育士の養成施設※に在学する方又は  
佐賀県外の養成施設※に在学する佐賀県出身の方

貸付  
限度額

修学資金(半期ごとの送金)

5(月額)万円以内  
※原則として  
2年間を限度

入学準備金(初回1回限り)

20万円以内

就職準備金(最終回1回限り)

20万円以内

さらに

卒業後1年以内に、保育士の資格を取得・登録し、佐賀県内の保育所等において、5年間引き続き保育士の業務に従事したときは、返還金が

**全額免除**されます!

(養成施設を退学した場合や、就職後5年以内に退職した場合等は、貸付金を返還しなければいけません)

※ 佐賀県内の対象養成施設(貸付期間)…九州龍谷短期大学 保育学科(2年間・3年間)、西九州大学 子ども学部 子ども学科(4年間)、西九州大学短期大学部 幼児保育学科(2年間)、佐賀女子短期大学 こども未来学科(2年間)  
佐賀県外の対象養成施設…県外の対象養成施設については、佐賀県社会福祉協議会にご確認ください。

詳しくは裏面・ホームページをご覧ください。

お問い合わせ  
ご相談は

社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

☎0952-28-3406

(受付時間 8:30~17:00 土日祝日除く)

〒840-0815 佐賀県佐賀市天神一丁目4番15号

ホームページアドレス

<https://www.sagaken-shakyo.or.jp/>



# 保育士修学資金貸付事業について

## ① 事業の目的

佐賀県内で必要とされる保育士の養成・確保を目的として創設された貸付です。  
そのため、養成施設卒業後に保育士の資格を取得・登録し、佐賀県内の保育所等の施設に就職を希望されている方が申請対象となります。

## ② 募集条件

<b>対象者</b>	<p>佐賀県内の保育士の養成施設に在学する方又は佐賀県外の養成施設に在学する佐賀県出身の方で、以下の要件を満たす方</p> <p>(1) 養成施設卒業後、佐賀県内において保育士の業務に従事しようとする方 (2) 学業成績優秀で心身ともに健全であり、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方(下記ガイドライン参照)</p> <p>〈佐賀県内の対象養成施設〉</p> <table border="1"><thead><tr><th>養成施設区分</th><th>学校名</th><th>学部・学科名</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">保育士</td><td>九州龍谷短期大学</td><td>保育学科 (期間)2年間・3年間</td></tr><tr><td>西九州大学</td><td>子ども学部 子ども学科 (期間)4年間</td></tr><tr><td>西九州大学短期大学部</td><td>幼児保育学科 (期間)2年間</td></tr><tr><td>佐賀女子短期大学</td><td>こども未来学科 (期間)2年間</td></tr></tbody></table> <p>※県外の対象養成施設については、佐賀県社協にご確認ください。 ※学部・学科名が変更になる場合がありますので、必ず各養成施設へ確認してください。</p> <p>〈貸付対象者の選定基準に関するガイドライン〉</p> <p>1 「優秀な学生」については、次の(1)、(2)のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 成績に係る基準として、以下のいずれかに該当すること ① 高校における評定平均値が3.0以上(高校生向け事前募集の場合は3.5以上) ② 養成施設入学試験における成績が平均水準以上</p> <p>(2) 学業等に係る基準として、以下のいずれかに該当すること ① 高校あるいは養成施設における出席率80%以上 ② 高校における1年以上の部活動や生徒会等学内活動、又はボランティア等社会活動、社会人としてボランティア等の社会貢献活動を経験</p> <p>2 「家庭の経済状況等」については、次に該当するものとする。 ただし、個人の事情を斟酌し、本修学資金の必要性が認められる場合には、貸付けることを妨げない。</p> <p>(1) 経済状況に係る基準 日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の要件と同等とする 給与所得世帯 783万円程度(収入額) 給与所得以外の世帯 375万円程度(所得額) →本人、父、母、公立高校生弟妹1人の4人世帯の想定</p>	養成施設区分	学校名	学部・学科名	保育士	九州龍谷短期大学	保育学科 (期間)2年間・3年間	西九州大学	子ども学部 子ども学科 (期間)4年間	西九州大学短期大学部	幼児保育学科 (期間)2年間	佐賀女子短期大学	こども未来学科 (期間)2年間
養成施設区分	学校名	学部・学科名											
保育士	九州龍谷短期大学	保育学科 (期間)2年間・3年間											
	西九州大学	子ども学部 子ども学科 (期間)4年間											
	西九州大学短期大学部	幼児保育学科 (期間)2年間											
	佐賀女子短期大学	こども未来学科 (期間)2年間											
<b>貸付限度額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 修学資金 月額 50,000円以内(総額1,200,000円以内)</li><li>● 入学準備金(初回1回限り) 200,000円以内(貸付年度に入学した方に限る)</li><li>● 就職準備金(最終回1回限り) 200,000円以内</li></ul> <p>【生活費加算】生活保護受給世帯に属する方及びこれに準ずる方(生活困窮者自立促進支援制度を利用している方)については、別途生活費加算がありますのでご相談ください。</p>												
<b>連帯保証人</b>	<p>申請には連帯保証人が1名必要です。なお、連帯保証人の条件は下記のとおりです。</p> <p>(1) 65歳未満の成年で独立の生計を営む方 ※申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親、親権者等)となります。ただし、法定代理人が非課税又は均等割のみの世帯あるいは本会が行う貸付事業の借受人又は連帯保証人の場合は、法定代理人とは別に65歳未満の成年で独立した生計を営む方を連帯保証人として別に1名追加してください。</p> <p>(2) 本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていない方 (3) 返還が生じた場合、申請者と連帯して債務を負担できる方</p>												
<b>利息</b>	無利子(延滞利子は年3%)												
<b>募集人員</b>	年度予算の範囲内で募集します。												
<b>貸付期間</b>	原則として2年間 (ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とします)												
<b>返還免除条件</b>	養成施設を卒業後1年以内に、保育士の資格を取得・登録し、佐賀県内の保育所等において、5年間(過疎地又は中高年離職者は3年間)引き続き保育士の業務に従事したときは、返還金が全額免除になります。												

## ③ 申請について

次の書類を在学する養成施設にご提出ください。※募集期間は養成施設又はホームページにてご確認ください。

<b>申請書類</b>	<p>[1] 保育士修学資金貸付申請書 [2] 保育士修学資金貸付における個人情報の取扱いについて [3] 住民票* [4] 所得・課税証明書*</p> <p>*申請者世帯分(法定代理人含む)、連帯保証人を追加する場合はその本人分。 ※県外の養成施設は申込方法が異なりますので、佐賀県社協にご確認ください。</p>
-------------	---

## ④ 他の貸付制度との重複利用について

他の奨学金(日本学生支援機構奨学金、日本政策金融公庫教育ローンなど)の借入額が月額10万円未満の場合は本修学資金との併用が可能です。(※併用での借入れは、返還が生じた場合、申請者の負担が増加しますので慎重にご検討ください)

なお、他の奨学金が月額10万円を超える場合であっても、本修学資金の貸付月額相当分を他の奨学金から辞退される場合には併用が可能です。辞退が行われないうまま、重複での借入が判明した場合は、本修学資金の契約を解除し、貸付金については一括での返還を求めます。

## ⑤ 留意事項

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、一括払い又は月賦・半年賦等により資金の貸付を受けた期間の2.5倍以内(上限60ヶ月)の返還期間内に返還しなければなりません。

- ア. 養成施設より退学・または停学などの処分を受け、修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- イ. 卒業した日から1年以内に保育士登録をしなかったとき。
- ウ. 佐賀県内において保育士として保育業務等に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。
- エ. 保育業務等の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- オ. 修学資金の猶予期間又は据置期間が終了したとき、又は猶予期間の更新手続きを行わなかったとき。

